

お知らせ

軽自動車税の減免制度のお知らせ

身体障害者等が所有もしくは使用する軽自動車等について、障害の程度により一定の要件を満たしている方には、軽自動車税の減免制度があります。軽自動車税の減免申請期限は5月31日(水)です。

なお、減免のできる自動車は1人の障害者につき普通自動車を含め、1台に限られます。詳しくは、税務課または柳井県税事務所までお問い合わせください。

■問い合わせ

○軽自動車税

税務課 課税第1班

☎0820(74) 1008

○自動車税

柳井県税事務所

☎0820(23) 2121

町長との意見交換会

ワンテームデイスカッションを開催しています

町民の皆さんが積極的に町政運営に参画する仕組みとして、町長自らが町民の皆さんのところに向き、自由な雰

囲気の中でひざを交えて話し合いを行い、町民の「声」を聴く意見交換会「町長との意見交換会(ワンテームデイスカッション)」を実施しています。地域の方で、5名から10名程度の参加が見込まれる団体が対象です。団体を構成していない場合でも代表者を決めて申し込んでいただけれます。平日の午前9時から午後9時までの1時間とし、開催日は別途調整します。

■問い合わせ

政策企画課広報情報統計班

☎0820(74) 1007

山口県下水道協会排水設備工事責任技術者試験の実施について

■試験日

7月11日(火)

■試験会場

山口県セミナーパーク(山口市秋穂二島1062)

■受付期間

4月24日(月)～5月16日(火)

※詳細につきましては左記までお問い合わせいただくか、山口県下水道協会のウェブサイトをご覧ください。

■問い合わせ

山口県下水道協会

☎0835(23) 2523

周防大島町下水道課
☎0820(79) 1014

はかりの定期検査
今年も定期検査受検の年です

取引または証明に使う「はかり」は計量法の定めにより、2年に1回行われる定期検査に合格しなければ、使用することができません。

今年も、定期検査の年になっていきますので、該当する「はかり」をお持ちの方は必ず検査を受けてください。

関係者の方(平成27年に受検された方)には、事前に郵

送で通知しますが、取引・証明に使用する「はかり」を所有しているのに通知が届かない方は、商工観光課にお問い合わせください。

■「取引・証明」について

「取引」とは、有償、無償を問わず、物または役務の給付を目的とする業務上の行為。(はかりを使って物品を売買したり、運送・保管等に伴う料金を決める場合など)

「証明」とは、公にまたは業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること。(はかりで量った重量を相手等へ知らせる行為で、病院や学校

または保育園などで健康診断等に用いるものなど)

■検査に持参するもの

はかり本体(清掃したもの)、手数料

※ただし、計量士による代行検査を受けているもの、検定等に合格して間のないもの等は、この検査を受ける必要はありません。

■問い合わせ

周防大島町商工観光課

☎0820(79) 1003

(二社) 山口県計量協会

☎083(986) 2591

はかりの定期検査実施日程

実施日	時間	場所
5月11日(水)	11:00~12:00	東和総合センター(平野)
	13:30~14:00	油字公民館
	14:30~15:00	役場油田出張所(伊保田)
	15:30~16:30	役場和田出張所
5月12日(木)	9:00~11:30	役場日良居庁舎(土居)
	13:00~13:30	佐連会館
5月15日(日)	11:00~12:00	商工会東和支所(西方)
	13:30~15:00	役場白木出張所(外入)
5月16日(火)	11:00~12:00 および	大島文化センター(小松)
	13:00~15:00	
5月17日(水)	11:00~12:00	蒲野農村環境改善センター(東三浦)
	13:30~15:00	沖浦農村環境改善センター(戸田)
5月18日(木)	11:00~11:30	椋野公民館
	13:00~15:00	農業者健康管理センター(久賀)
5月19日(金)	11:00~12:00 および	たちばなケアプラザ(西安下庄)
	13:00~15:00	

※平成29年5月22日(月)から同年7月31日(月)までの検査場は、山口県計量協会において実施します。(事前連絡必要)

■連絡先 ☎083(986) 2591 または 2592

※前回の「橘総合支所」は「たちばなケアプラザ」に変更しました。